

「長崎県新しい生活様式対応支援補助金」の申請を受け付けています

「長崎県新しい生活様式対応支援補助金」とは？

「新しい生活様式」実践のためのガイドラインに沿った取組を普及させるため、店舗等において消費者等と接する機会の多い中小企業・小規模事業者の皆さまに対し、営業継続・再開に向けて導入する感染症拡大防止対策に必要な経費を支援します。

補助限度額

1事業者あたり10万円以内 ※消費税は補助対象外となります。

※店舗数に関わらず10万円を上限とした支援で、1事業者あたり1回限りの申請となります。

※**令和2年4月1日以降に着手**(契約・発注)した取組に必要な経費で、**令和2年4月1日から令和2年10月30日までに請求・支払行為が完了したものが対象**

申請方法

【提出先】 **〒850-8690 長崎中央郵便局私書箱第120号**
長崎県新しい生活様式対応支援補助金申請受付センター 宛

【提出方法】 **簡易書留やレターパック**など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

【提出期間】 **6月15日(月)～10月30日(金) 当日消印有効**

※感染拡大防止の観点から今回の補助金は**郵送による申請のみ**となります。
また、支給は口座への振込みとなります(申請書類等に問題がなければ、約30日程度での振込みを予定しています。)

申請書類の入手方法

- ①長崎県庁WEBからダウンロード
(「長崎県 新しい生活 補助金」で検索)
- ②県庁ロビー、最寄の県振興局、市町役所、商工会議所、商工会等の窓口

相談ダイヤル

「長崎県新しい生活様式対応支援補助金申請受付センター」

・コールセンター **0120-853-258**

・開設期間 **6月15日(月)～10月30日(金) 9:00～17:00 (平日のみ)**



「長崎県新しい生活様式対応支援補助金」を装った詐欺にご注意下さい。